奈良県告示第八十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに関係地区を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十一年六月十九日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　公示番号　奈内共第六十二号

二　免許の内容たるべき事項

1　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	わかさぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

2　漁場の位置

山辺郡山添村

3　漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の遅瀬川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の堂前川の区域を除く。）の区域

基点第一号　山辺郡山添村大字西波多三六四の二番地の上津ダムのえん堤の下流端と遅瀬川右岸との接点

基点第二号　山辺郡山添村大字西波多七七〇の一番地の上津ダムのえん堤の下流端と遅瀬川左岸との接点

基点第三号　山辺郡山添村大字勝原一六二四の二番地の勝原橋の右岸下流基柱と遅瀬川右岸との接点

基点第四号　山辺郡山添村大字勝原一六二八の四番地の勝原橋の左岸下流基柱と遅瀬川左岸との接点

基点第五号　山辺郡山添村大字箕輪四九八の二番地の堂前橋の右岸下流基柱と堂前川右岸との接点

基点第六号　山辺郡山添村大字堂前三二三番地の堂前橋の左岸下流基柱と堂前川左岸との接点

三　免許予定日

平成二十一年十一月一日

四　免許申請期間

平成二十一年七月一日から同年八月三十一日まで

五　関係地区

山辺郡山添村大字春日、大字大西、大字菅生、大字西波多、大字遅瀬、大字中峰山、大字広代、大字中之庄、大字吉田、大字広瀬、大字鵜山、大字片平、大字葛尾、大字三ヶ谷、大字勝原、大字切幡、大字助命、大字箕輪及び大字堂前

備考

免許の存続期間は、平成二十一年十一月一日から平成二十五年十二月三十一日までとする。